

災害対策基本法案

災害対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)	第二章 防災に関する組織
第一節 中央防災会議(第十一—第十三条)	第二節 地方防災会議(第十四—第二十三条)
第三節 非常災害対策本部(第二十四—第二十八条)	第四節 災害時における職員の派遣(第二十九—第三十三条)
第三章 防災計画(第三十四—第四十五条)	第四章 災害予防(第四十六—第四十九条)
第五章 災害応急対策	第一節 通則(第五十—第五十三条)
第二節 警報の伝達等(第五十四—第五十七条)	第三節 事前措置及び避難(第五十八—第六十一条)
第四節 応急措置(第六十二—第六十六条)	第六章 災害復旧(第六十七—第九十条)
第七章 財政金融措置(第九十一—第九十四条)	第八章 災害緊急事態(第九十五—第一百二十二条)
第九章 雑則(第一百二十三—第一百五十条)	第十章 罰則(第一百六十六—第一百八十二条)
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条第一項に規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五 指定公共機関 日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六 指定地方公共機関 港務法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の港務局、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五条第一項の土地改良区その他の公共施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九 防災業務計画 指定行政機関の長(当該指定行政機関が国家行政組織法第三条第二項の委員会である場合にあつては、当該指定行政機関。第十二条第五項を除き、以下同じ。)又は指定公共機関(指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関)が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの。

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの。

ハ 指定地域都道府県防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの。

ニ 指定地域市町村防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの。

(国の責務)

第三条 国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図る責務を有する。

2 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行ない、責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域

並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づき自発的な防災組織の充実に努め、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施することともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるよう、意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項

二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項

三 建築物の不燃堅牢化、防災建築街区の整備その他都市の防災構造の改善に関する事項

四 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

五 災害の予報及び警報の改善に関する事項

六 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

七 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項

八 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項

九 防災上必要な教育及び訓練に関する事項

十 防災思想の普及に関する事項

3 国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧と災害からの復興に努めなければならない。

(国会に対する報告)

第九条 政府は、毎年、政令で定めるところにより、防災に関する計画及び防災に關してとった措置の概況を国会に報告しなければならない。

(他の法律との関係)

第十条 防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 防災に関する組織

第一節 中央防災会議

(中央防災会議の設置及び所掌事務)

第十一条 総理府に、中央防災会議を置く。

2 中央防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、及びその実施を推進すること。

三 内閣総理大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

四 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。

一 防災の基本方針

二 防災に関する施策の総合調整で重要なもの

三 非常災害に際し一時的に必要とする緊急措置の大綱

四 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の設置

五 その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項

(中央防災会議の組織)

第十二条 中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、指定行政機関の長をもつて充てる。

6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 中央防災会議の事務を処理させるため、中央防災会議に事務局を置く。

9 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

10 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

11 前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求等)

第十三条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議(都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。)又は地方防災会議の協議会(都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。)に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。

第二節 地方防災会議

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

- 二 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 三 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 四 非常災害に際し、緊急措置に關する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（都道府県防災会議の組織）
- 第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 三 当該都道府県の教育委員会の委員長
- 四 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長
- 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
- 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 七 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。
- （市町村防災会議）
- 第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したとき、又は政令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による承認をしようとするときは、当該都道府県の都道府県防災会議の意見をきかなければならない。
- 5 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。
- （地方防災会議の協議会）
- 第十七条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり指定地域都道府県防災計画又は指定地域市町村防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。
- 2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならぬ。
- （都道府県防災会議の協議会の設置）
- 第十八条 内閣総理大臣は、二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたり指定地域都道府県防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、中央防災会議の意見をきいて、当該計画に係る地域を指定し、かつ、関係都道府県に都道府県防災会議の協議会を設置すべきことを指示することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 第一項の指示があつたときは、当該指示を受けた都道府県は、都道府県防災会議の協議会を設置しなければならない。
- （市町村防災会議の協議会の設置）
- 第十九条 都道府県知事は、二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたり指定地域市町村防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、都道府県防災会議の意見をきいて、当該計画に係る地域を指定し、かつ、関係市町村に市町村防災会議の協議会を設置すべきことを指示することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 第一項の指示があつたときは、当該指示を受けた市町村は、市町村防災会議の協議会を設置しなければならない。
- （政令への委任）
- 第二十条 前三条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に關し必要な事項は、政令で定める。（関係行政機関等に対する協力要求）
- 第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要であると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- （地方防災会議等相互の關係）
- 第二十二条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。
- 2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。
- （災害対策本部）
- 第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、地方防災会議の意見をきいて、災害対策本部を設置することができる。
- 2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。
- 3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府

県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

5 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

6 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に關し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

第三節 非常災害対策本部（非常災害対策本部の設置）

第二十四条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、国家行政組織法第八條の規定にかかわらず、臨時に総理府に非常災害対策本部を設置することができる。

2 非常災害対策本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間等は、内閣総理大臣が閣議にかけて決定する。

3 内閣総理大臣は、非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間等を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

（非常災害対策本部の組織）
第二十五条 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、國務大臣をもつて充てる。

2 非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。

4 非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部に事故があるときは、その職務を代理する。

5 非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員は、指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（非常災害対策本部の所掌事務）
第二十六条 非常災害対策本部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に關すること。

二 非常災害に際し作成される緊急措置に關する計画の実施に關すること。

三 第二十八條の規定により非常災害対策本部長の権限に屬する事務

四 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に屬する事務

（指定行政機関の長の権限の委任）
第二十七条 指定行政機関の長は、非常災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該非常災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（非常災害対策本部長の権限）
第二十八条 非常災害対策本部長は、前條の規定により権限を委任された職員の当該本部の所管区域における権限の行使について総合調整をすることができる。

2 非常災害対策本部長は、当該本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

（職員の派遣の要請）
第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に對し、当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長に對し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあつせん）
第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に對し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に對し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定

による職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）
第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等及び市町村長等は、前二條の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱）
第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に對し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前條の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関から派遣された職員の身分取扱に關し必要な事項は、政令で定める。

（派遣職員に關する資料の提出等）
第三十三条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、内閣総理大臣に對し、第三十一条の規定による職員の派遣が円滑に行なわれるよう、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験の有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならない。

第三章 防災計画

(防災基本計画の作成及び公表等)
第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を検査して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があるとき、これを修正しなければならない。

2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2 前項に規定する防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。
一 災害予防に関する事項
イ 防災上必要な教育に関する事項

ロ 防災上必要な訓練(図上演習、指導者演習等を含む)に関する事項
ハ 災害安全運動に自然災害時対策を採用することに関する事項
ニ 災害備蓄制度の運用に関する事項
ホ 地方公共団体の災害対策基金等の管理に関する事項
ヘ 気象業務に関する施設の整備に関する事項
ト 水防、消防及び救助に関する施設及び設備の整備に関する事項
チ 都市の不燃化促進と防災建築街区の整備に関する事項
リ 災害危険区域の指定に関する事項
ヌ 学校、病院、工場、事業場、作業場、百貨店等の災害予防措置に関する事項
ル 文化財の災害予防措置に関する事項
ヲ 漏電による大火の防止に関する事項
ワ 防災営農体制の確立に関する事項
二 災害応急対策に関する事項
イ 災害に関する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項
ロ 災害時における災害に関する情報の収集に関する事項
ハ 災害時における広報宣伝に関する事項
ニ 避難(小学校の児童の集団避難を含む)に関する事項

ホ 水防活動、消防の活動又は救助に関する事項
ヘ 建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項
ト 技術者の現況の把握及びその従事命令に関する事項
チ 災害時における食糧その他の生活必需品及び復旧資材の需給計画に関する事項
リ 災害時における家畜の管理(衛生を含む)及び飼料の需給計画に関する事項
ヌ 災害時における児童及び生徒の応急の教育に関する事項
ル 災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
ヲ 災害時における病虫害防除に関する事項
ワ 災害時における通信計画に関する事項
カ 災害時における電力の融通計画に関する事項
ヨ 災害時における交通輸送計画に関する事項
タ 災害時における危険物の保安に関する事項
レ 災害時における犯罪の予防、交通の規制その他の社会秩序の維持に関する事項
ソ 災害時における自衛隊の災害派遣の効率化に関する事項
三 災害復旧に関する事項
イ 災害復旧の実施の基本方針に関する事項
ロ 災害復旧上必要な金融その他の資金計画に関する事項

ホ 借地借家制度の特例の適用に関する事項
ニ 被災中小企業の振興に関する事項
ホ 被災者の生活確保に関する事項

3 防災基本計画には、次の各号に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。
一 国土の現況及び気象の概況
二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
三 防災業務に従事する人員の状況
四 防災上必要な物資の需給の状況
五 防災上必要な運輸又は通信の状況
六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項
(指定行政機関の防災業務計画)
第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があるとき、これを修正しなければならない。

2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
3 第二十一条の規定は、指定行政機関の長が第一項の規定により防

災害業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。
第三十七条 防災業務計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
一 所掌事務について、防災に關しとるべき措置
二 前項に掲げるもののほか、所掌事務に關し地域防災計画の作成の基準となるべき事項
2 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあつては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。
(他の法令に基づく計画との関係)
第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次の各号に掲げる防災に關連する計画の防災に關する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵牾するものであつてはならない。
一 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第三項に規定する全国総合開発計画置法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項に規定する農業振興計画
三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項に規定する森林基本計画
四 特殊土壌、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三条第一

災害業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。
第三十七条 防災業務計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
一 所掌事務について、防災に關しとるべき措置
二 前項に掲げるもののほか、所掌事務に關し地域防災計画の作成の基準となるべき事項
2 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあつては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。
(他の法令に基づく計画との関係)
第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次の各号に掲げる防災に關連する計画の防災に關する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵牾するものであつてはならない。
一 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第三項に規定する全国総合開發計画置法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項に規定する農業振興計画
三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項に規定する森林基本計画
四 特殊土壌、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第三条第一

項に規定する災害防除に関する事業計画

五 急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）第六條第一項に規定する農業振興計画

六 電源開発促進法（昭和二十七年法律第百八十三号）第三條第一項に規定する電源開発基本計画

七 湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第百五十四号）第五條第一項に規定する農業改良計画

八 海岸砂地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第百二十二号）第四條第一項に規定する農業振興計画

九 保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第百八十四号）第二條第一項に規定する保安林整備計画

十 首都圏整備法（昭和三十一年法律第百八十三号）第二條第二項に規定する首都圏整備計画

十一 特定多目的ダム法（昭和三十一年法律第百三十五号）第四條第一項に規定する多目的ダムの建設に関する基本計画

十二 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第二條第二項に規定する災害防除事業五箇年計画

十三 治山治水緊急措置法（昭和三十三年法律第三十一号）第三條第一項に規定する治山事業に関する計画及び治水事業に関する計画

十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

（指定公共機関の防災業務計画）
第三十九條 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかに主務大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第二十一條の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（都道府県地域防災計画）
第四十條 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町

村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救護、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労働、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

四 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項

3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、中央防災会議の意見をきかなければならない。

4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

第四十一條 都道府県又は都道府県知事が他の法令の規定に基づいて作成し、又は承認する次の各号に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

一 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第七條第一項及び第二項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第二十五條に規定する指定管理団体の水防計画

二 国土総合開発法第二條第四項に規定する都道府県総合開発計画、同法第五項に規定する地方総合開発計画及び同法第六項に規定する特定地域総合開発計画

三 積雪寒冷単作地帯農業改良促進法第四條第一項に規定する農業振興計画

四 急傾斜地帯農業振興臨時措置法第五條第一項に規定する農業振興計画

五 臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第百九十五号）第四十八條第一項に規定する鉱害復旧基本計画

六 湿田単作地域農業改良促進法第四條に規定する農業改良計画

七 海岸砂地帯農業振興臨時措置法第三條第一項に規定する農業振興計画

八 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第三條第一項に規定する離島振興計画

九 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十三條第一項に規定する海岸保全施設の整備に関する基本計画

十 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第九條に規定する地すべり防止工事に関する基本計画

十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

（市町村地域防災計画）
第四十二條 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消

火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労働、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に關し市町村防災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

5 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(指定地域都道府県防災計画)
第四十三条 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る指定地域都道府県防災計画を作成し、及び毎年指定地域都道府県防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該指定地域都道府県防災計画は、防災業務計

画に抵触するものであつてはならない。

2 指定地域都道府県防災計画において定めるべき事項は、第四十条第二項各号に掲げる事項のうち、中央防災会議が指定するものとする。

3 第四十条第三項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の協議会が、指定地域都道府県防災計画を作成し、又は修正しようとする場合について準用する。

4 都道府県防災会議の協議会は、第一項の規定により指定地域都道府県防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

(指定地域市町村防災計画)

第四十四条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る指定地域市町村防災計画を作成し、及び毎年指定地域市町村防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該指定地域市町村防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 指定地域市町村防災計画において定める事項は、第四十二条第二項各号に掲げる事項のうち、都道府県防災会議が指定するものとする。

計画を作成し、又は修正しようとする場合について準用する。

4 市町村防災会議の協議会は、第一項の規定により指定地域市町村防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

(地域防災計画の実施の推進のための要請等)

第四十五条 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共の団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会に於ては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共の団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

第四章 災害予防

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行なうものとする。

一 防災に関する組織の整備に關する事項

二 防災に関する訓練に關する事項

三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に關する事項

四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に關する事項

五 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に關する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災に関する組織の整備義務)
第四十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共の団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この章において「災害予防責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に關する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に關する事務又は業務に従事する職員の配置及び職務の基準を定めなければならない。

(防災訓練義務)
第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、前項の防災訓練に参加しなければならない。

3 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行なおうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。
(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならぬ。

第五章 災害応急対策

第一節 通則

(災害応急対策及びその実施責任)
第五十条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急的教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

八 緊急輸送の確保に関する事項
九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならぬ。

(情報の収集及び伝達)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

(防災信号)
第五十二条 市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の勧告及び指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、総理府令で定める。

2 何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(被害状況等の報告)
第五十三条 市町村長は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに對してとられた措置の概要を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに對してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに對してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに對してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、第二項、第三項又は前項の規定により内閣総理大臣に報告するときは、あわせて当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

第二節 警報の伝達等
(発見者の通報義務等)
第五十四条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(都道府県知事の通知等)
第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに對してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

(市町村長の警報の伝達及び警告)
第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、

地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に對し、予想される災害の事態及びこれに對してとるべき措置について、必要な通知又は警告をすることができ

(通信設備の優先利用等)
第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、公衆電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第三項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号に規定する放送局に同条第一号に規定する放送を行なうことを求めることができる。

第三節 事前措置及び避難
(市町村長の出動命令等)
第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若し

くは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安の他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長(以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。)は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難

のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

(警察官等の避難の指示)

第六十一条 前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。

2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

第四節 応急措置

(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう

市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(応急公用負担等)

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者を

の他当該工作物等について権原を有する者(以下この条において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数料を要するとき、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等(第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7 前条第二項の規定は、第二項及び第二項前段の場合について準用する。

8 警察官又は海上保安官は、前項において準用する前条第二項の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が

設置されていた場所を管轄する警察署長等に差し出さなければならぬ。この場合において、警察署長等は、当該工作物等を保管しなければならぬ。

9 前項の規定により警察署長等が行なう工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(災害時における漂流物等の処理の特例)

第六十六条 災害が発生した場合において、水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）第二十九条第一項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

2 水難救護法第二章の規定は、警察署長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管した場合について準用する。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

2 前条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(災害時における事務の委託の連続の特例)

第六十九条 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

第七十条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

(都道府県知事の従事命令等)

第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十四条から第二十七条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 前項の規定による都道府県知事の権限は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

(都道府県知事の指示)

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による都道府県知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事による応急措置の代行)

第七十三条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができないとなつたときは、当該市町村の市町村長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による都道府県知事の代行に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この

当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行なうものとする。

(災害時における事務の委託の手續の特例)

第七十五条 都道府県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(災害時における交通の禁止及び制限)

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、当該緊急輸送を行なう車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

(指定行政機関の長等の応急措置)

画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

(指定行政機関の長等の収用等)

第七十八条 災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があると認めるときは、その職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

(通信設備の優先使用権)

第七十九条 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第三条第三項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(指定公共機関等の応急措置)

第八十条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさきに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定

行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、業務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(公用令書の交付)

第八十一条 第七十一条又は第七十八条第一項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して行なわなければならない。

2 前項の公用令書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 当該処分の根拠となつた法律の規定

三 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

3 第二項に規定するものは、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定め

(損失補償等)

第八十二条 国又は地方公共団体は、第六十四条第一項、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条又は第七十八条第一項の規定による処分が行なわれたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

(立ち入りの要件)

第八十三条 第七十一条の規定により都道府県若しくは市町村の職員が立ち入る場合又は第七十八条第二項若しくは第三項の規定により指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

2 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(応急措置の業務に従事した者に對する損害補償)

第八十四条 市町村長又は警察官若しくは海上保安官が、第六十五条第一項の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に

従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廢疾となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被災者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 都道府県は、第七十一条の規定

による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廢疾となつたときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被災者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第八十五条 国は、別に法律で定めるところにより、被災者の国税その他の国の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

2 地方公共団体は、別に法律で定め

るところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

(国有財産等の貸付け等の特例)

第八十六条 国は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、国有財産又は国有の物品を貸し付け、又は使用させるとき

は、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

2 地方公共団体は、災害が発生し

た場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用せるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

第六章 災害復旧

(災害復旧の実施責任)

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

(災害復旧事業費の決定)

第八十八条 国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について主務大臣が行なう災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつすみやかにしなければならない。

2 前項の規定による災害復旧事業

費を決定するにあつては、主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業とあわせて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施され

るように十分の配慮をしなければならない。

(防災会議への報告)

第八十九条 主務大臣は、災害復旧事業費の決定を行つたとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。

(国の負担金又は補助金の早期交付等)

第九十条 国は、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業の円滑な施行を図るため必要があると認めるときは、地方交付税の早期交付を行なうほか、政令で定めるところにより、当該災害復旧事業に係る国の負担金若しくは補助金を早期に交付し、又は所要の資金を融通し、若しくは融通のあつせんをするものとする。

第七章 財政金融措置

(災害予防等に要する費用の負担)

第九十一条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担)

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第七十四条第一項の規定により他の地方公共団体の長又は委員会若しくは委員

(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援

を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担)

第九十三条 第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

2 前項の場合においては、都道府

県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

(災害応急対策に要する費用に對する国の負担又は補助)

第九十四条 災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところ

により、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

第九十五条 前条に定めるもののほ

か、第二十八条第二項に規定する非常災害対策本部長の指示又は第百十一条第二項に規定する緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

(災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助)

第九十六条 災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

(激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等)

第九十七条 政府は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

第九十八条 前条に規定する法律は、できる限り激甚災害の発生、つとこれを制することを避け、また、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が円滑に講ぜられるようなものでなければならぬ。

第九十九条 第九十七条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一 激甚災害のための施策として、特別の財政援助及び助成措置を必要とする場合の基準

二 激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行なわれる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する国の特別の財政援助

三 激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成

(災害に対処するための国の財政上の措置)

第一百条 政府は、災害が発生した場合において、国の円滑な財政運営をそこなうことなく災害に対処するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 政府は、前項の目的を達成するため、予備費又は国庫債務負担行為(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十五条第二項に規定する国庫債務負担行為をいう。)の計上等の措置について、十分な配慮をするものとする。

(地方公共団体の災害対策基金)
第一百一条 地方公共団体は、別に法令で定めるところにより、災害対

策に要する臨時的経費に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならない。

(起債の特例)
第一百二条 次の各号に掲げる場合において、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ、

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で自治省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金(以下この条において「政府資金」という。)をもつて引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に關し必要な事項は、政令で定める。

(国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置)
第一百三條 国及び地方公共団体は、激甚災害の復旧事業費のうち、国

の補助を伴わないものについての当該地方公共団体等の負担が著しく過重であると認めるときは、別に法律で定めるところにより、当該復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができ、

(災害融資)
第一百四條 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、政令で定める災害が発生したときは、災害に關する特別な金融を行ない、償還期限又はすえ置き期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減等実情に応じ適切な措置をとるよう努めるものとする。

第八章 災害緊急事態

(災害緊急事態の布告)
第一百五條 非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び社会の秩序の維持に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができ、

2 前項の布告には、その区域、布告を必要とする事態の概要及び布告の効力を発する日時を明示しなければならない。

(国会の承認及び布告の廃止)
第一百六條 内閣総理大臣は、前条の規定により災害緊急事態の布告を発したときは、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その布告を発したことに付いて承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が災害緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに、当該布告を廃止しなければならない。

(緊急災害対策本部の設置)
第一百七條 内閣総理大臣は、第一百五條の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、国家行政組織法第八條の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に総理府に緊急災害対策本部を設置するものとする。この場合において、当該緊急災害対策本部の所管区域は、当該災害緊急事態の布告に係る地域とする。

2 前項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は、廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

3 第一百五條の規定による災害緊急事態の布告が廃止されたときは、緊急災害対策本部は、廃止されるものとする。

(緊急災害対策本部の組織)
第一百八條 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部の長とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。

4 緊急災害対策副本部長は、國務大臣をもつて充てる。

5 緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本部長を助け、緊急災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 緊急災害対策本部員その他の職員は、指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(緊急災害対策本部の所掌事務)
第一百九條 緊急災害対策本部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に關すること。

二 災害緊急事態に際し作成される緊急措置に關する計画の実施に關すること。

三 第一百一条の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務

四 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
(指定行政機関の長の権限の委任)
第一百十條 指定行政機関の長は、緊

急災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該緊急災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならぬ。

(緊急災害対策本部長の権限)
第百十一条 緊急災害対策本部長は、当該本部の所管区域における前条の規定により権限を委任された職員の権限の行使について総合調整をすることができる。

2 緊急災害対策本部長は、当該本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 緊急災害対策本部長は、前二項に規定する権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

4 緊急災害対策本部長は、前項の規定により委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急措置)
第百十二条 災害緊急事態に際し国の経済及び社会の秩序を維持し、並びに公共の福祉を確保するため

緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

一 国民の生活のため必要な物資で、その供給が特に不足しているものの配給又は譲渡若しくは引渡しに制限若しくは禁止

二 賃金及び価格等の最高額の決定

三 金銭債務の支払の延期及び権利の保存期間の延長

2 前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対して二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができる場合におけるその権限を行使する旨の規定を設けることができる。

3 内閣は、第一項の規定により政令を制定した場合において、その必要がなくなつたときは、直ちに、これを廃止しなければならない。

4 内閣は、第一項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求め、かつ、そのとつた措置をなお継続すべき場合には、その政令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定したことについて承認を求めなければならない。

5 第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、前項の国会の臨時会又は参議院の緊急集会においてその政令に代わる法律が制定されたときは、その法律の施行と同時に、その臨時会又は緊急集会においてその法律が制定されなくなつたときは、制定されなくなつたときから起算して二十日を経過した時若しくはその臨時会の会期が終了した時のいずれか早い時に、又は同項の参議院の緊急集会が開かれた日から起算して十日を経過した時若しくはその緊急集会が終了した時のいずれか早い時にその効力を失ふ。

7 内閣は、前二項の規定により政令がその効力を失つたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

8 第一項の規定により制定された政令に罰則が設けられたときは、その政令が効力を有する間に行な

われた行為に対する罰則の適用については、その政令が廃止され、若しくはその有効期間が終了し、又は第五項若しくは第六項の規定によりその効力を失つた後においても、なお従前の例による。

第九章 雑則
(特別区についてのこの法律の適用)

第百十三条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。ただし、特別区の存する区域に係る防災に関する事務で政令で定めるものは、都が処理するものとする。

(防災功労者表彰)
第百十四条 主務大臣は、防災に従事した者で、防災に著しい功労があることを認められるものに対し、それぞれ主務省令で定めるところにより、表彰を行なうことができる。

(政令への委任)
第百十五条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罪則

(罰則)
第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七十一条第一項の規定による都道府県知事(同条第二項の規定により権限の委任を受けた市町村長を含む。)の従事命令、協力命令又は保管命令に従わなかつた者

二 第七十八条第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長(第二十七条第一項又は第百十条第一項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。)の保管命令に従わなかつた者

第百十七条 第七十六条の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七十一条第一項(同条第二項の規定により権限の委任があつた場合を含む。)以下この条において同じ)、第七十八条第二項(第二十七条第一項又は第百十条第一項の規定により権限の委任があつた場合を含む。)又は第七十八条第三項(第二十七条第一項又は第百十条第一項の規定により権限の委任があつた場合を含む。)以下この条において同じ)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第七十一条第一項又は第七十八条第三項の規定による報告をせず、又はいつわりの報告をした者

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 第五十二条第一項の規定に基づく総理府令によつて定められた防災に関する信号をみだりに

使用し、又はこれと類似する信
号を使用した者

二 第六十三条第一項の規定によ
る市町村長（第七十三条第一項
の規定により市町村長の事務を
代行する都道府県知事を含む。）
又は第六十三条第二項の規定に
よる警察官若しくは海上保安官
の禁止若しくは制限又は退去命
令に従わなかつた者

第二百二十条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務に関し、第六十六條又は第百
十八條の違反行為をしたときは、
行為者を罰するほか、その法人又
は人に對しても、各本條の罰金刑
を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算し
て一年をこえない範囲内において政
令で定める日から施行する。

理 由

わが國における災害発生状況と
災害対策の重要性にかんがみ、国土
並びに国民の生命、身体及び財産を
災害から保護し、もつて社会の秩序
の維持と公共の福祉の確保を図るた
め、防災に関し、国、地方公共団体
及びその他の公共機関の責任の所在
を明確にするとともに、防災に関す
る組織を整備し、防災計画の作成、
災害予防、災害応急対策、災害復旧
及び防災に関する財政金融措置の基
本を定め、あわせて災害緊急事態に
対処するための緊急措置について定

める等の必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

○國田委員長 これより、政府より提
案理由の説明を求めます。大上自治政
務次官。

○大上政府委員 ただいま議題となり
ました災害対策基本法案につきまし
て、その提案理由及び内容の概要を御
説明申し上げます。

わが國は世界に例を見ない災害国で
ありまして、連年各種の災害が頻発
し、甚大な被害を繰り返してきてい
るのであります。これを克服すること
は、國をあげての最も重要な問題の一
つであるといわなければなりません。
従ひまして、この頻発する災害に対
し、これを未然に予防し、災害に臨ん
では警戒、防御、応急救助等の策を講じ
て被害を防止し、またはこれを最小限
度にとどめ、また不幸にして被害が発
生したときは、そのすみやかな復興を
はかり、民生を安定するために必要な
あらゆる施策を適切に講ずることはき
わめて緊要なことでありまして、

現在災害対策については、行政上ま
たは財政上の個々の制度はかなり整備
されておりますが、その相互の間に、
総合性と計画性が必ずしも十分でな
く、またその実施は、政府各行政機
関、都道府県、市町村、各種公共機関
等、あつて有機的な連絡協調を保つて
行なわれなければならないのでありま
すが、この点においても欠けるところ
なしとしなかつたのでありまして、か
ねて総合的な災害対策の基本体制を確
立する必要性が痛感されていたところ
であります。

昭和三十四年九月に発生した伊勢湾
台風は、死者四千七百人、負傷者約四
万人に上り、その物的損害額は数千億
円に達する甚大な被害を惹起したので
ありまして、行政審議会の答申におい
ても、総合的な防災体制を確立するこ
との急務なる旨が強調されているので
あります。これにかんがみ、災害対策
に関する基本的立法について検討を進
め、成案を得て前国会に提案したので
あります。成立をみるに至らなかつ
たものであります。その後災害が繰
り返されておるのでありまして、その
すみやかな成立を急願して再度提案し
御審議を願うことにいたしましたのであ
ります。

この法律案におきまして、特に留意
いたしました点は、次の通りであります。
第一は災害対策の総合化でありま
す。

現行の災害対策関係法規を総合的体
系的に位置づけ、それらに基づく活動
を組織化し、計画化することは最も緊
要なことと存じます。特に災害対策に
関して、政府、地方公共団体、公共機
関及び住民それぞれ責任分野を明確
にするとともに、その総合的な協働と
迅速適切な計画的活動を確保するため
に、中央及び地方に防災会議を設け、
なお、災害に際しては災害対策本部を
設けることとしたのであります。

第二は災害対策の計画化でありま
す。

災害の発生を予防し、または不幸に
して災害の発生を見た場合には、その
被害をできる限り軽減するためには、平
常から周到な計画を立て、関係機関
の緊密な連絡調整をはかり、必要な諸
般の準備を整えるとともに、訓練を実

施し、適時適切な応急対策を講ずるこ
とができる体制を備えておくことが必
要と考えられます。そこで中央及び地
方の関係機関に防災計画の作成を義務
づけ、これに基づいて計画的に災害対
策を実施することとしたのでありま
す。

第三は、災害対策の緊急性にかんが
み、特に災害が国の経済及び社会の秩
序の維持に重大な影響を及ぼすべき異
常かつ激甚なものである場合に対処す
る体制を確立することでありまして、

この法律案は、これらの諸点を考慮
しつつ、中央における総合的な基本計
画を基礎にして、それぞれの地域の実
情に即して、都道府県及び市町村を中
心として関係機関が相互に協力し、国
の総力をあげて災害に対処する体制を
整備することに特に意を用いたのであ
ります。

以下法律案の主要な事項について概
略を御説明申し上げます。

第一に、総則におきましては、国、
都道府県、市町村、指定公共機関、住
民等の防災に関する責務を掲げるとと
もに、国及び地方公共団体が特に配慮
すべき重点事項を掲げ、この法律と災
害対策に関する他の法律との関係等を
明らかにしたのであります。

第二は、防災に関する組織として、
総理府に中央防災会議、都道府県に都
道府県防災会議、市町村に市町村防災
会議を設けることとするともに、災
害が発生した場合には、都道府県、市
町村に災害対策本部、総理府に非常災
害対策本部を設けることができるもの
とし、なお災害時における職員の出遣
制度について規定したのであります。

第三は、防災計画でありまして、中
央防災会議は防災基本計画、各省庁等
は防災業務計画、都道府県防災会議、
市町村防災会議等は地域防災計画を作
成しなければならないものとし、防災
計画には、現行の消防、水防、災害救
助のほか、災害対策として必要な事項
を総合的に規定し、災害対策の総合調
整とその計画化をはかることとしてい
るのであります。

第四は、災害予防でありまして、防
災の準備態勢に意を用い、防災に関す
る組織の整備、訓練、物資の備蓄、施
設設備の整備点検等の義務を規定して
いるのであります。

第五は、災害応急対策でありまして。
現在災害救助法による災害救助の制度
は整備されておりますが、災害時の応
急対策としては救助だけでは十分であ
りませんので、情報、警報、避難、交
通の規制、漂流物の処理、応急の教育
その他必要と認められる措置について
必要な規定を整備し、現行の各種の災
害応急対策に関する制度を総合補完す
ることとした次第であります。

第六は、災害復旧であります。災
害復旧事業の実施責任を定めるととも
に、将来再び災害の発生することを防
止するため、災害復旧事業費の決定に
あたつては、これにあわせて施行すべ
き災害関連事業あるいは改良復旧事業
が円滑に実施されるように、十分の配
慮をしなければならないこととしたた
のであります。

第七は、災害に対処する財政金融措
置であります。災害予防、災害応急対
策及び災害復旧事業に要する費用の負
担区分を明確にするとともに、災害に
対処するために必要な財政上の措置等

ついで規定することとしたのであります。なお、著しく激甚な災害が発生したときは当該地方公共団体の経費の負担の適正をはかり、被災者の災害復興の意欲を振作するため必要な施策を講ずるものとし、これがために別に法律を制定することとするが、これは、できる限り災害の発生をつど制定することを避け統一した法律を制定しておくものとし、その立法上の基準を定めることにしたのであります。

第八は、災害緊急事態に対処するための特別措置であります。国の経済及び社会秩序の維持に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な非常災害が発生した場合においては、内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告を発し、緊急災害対策本部を設置することができるとし、なお、緊急の必要がある場合においては、国会が閉会中で、臨時会を召集するいとまがない等のときは、特に政令で一定の緊急措置を講ずることができるとしたのであります。

すなわち、(1)物資の配給、譲渡引き渡しの制限または禁止、(2)資金及び価格等の最高額の決定、(3)金銭債務の支払い延期及び権利の保存期間の延長について、政令で緊急措置を講ずることができるとし、現行憲法の範囲内に於いて必要最小限の措置を講じ、もって公共の福祉の確保に遺憾なからしめることとしたのであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び法律案の内容の概要でございます。

この法律案につきましては、その運用の実際を徴して今後さらに整備充実をはかつていくべき点は少なくないと思存しておりますが、この法律案により

災害対策に關する基本的体制は整備され、わが国の災害対策が強力に推進されることになるものと存じております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○園田委員長 以上をもちまして本案の提案理由の説明は終わりました。本案に關する質疑は後日に譲ることといたします。

○園田委員長 昭和三十六年度分の地方交付税の単位費用の特例に關する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。川村總務局長。

○川村總務局長 今回地方交付税の単位費用の特例に關する法律案が提案されておりますが、その中心は地方公務員の給与改定、生活保護基準の改定、これらに伴う改定であります。私はきょうは、同僚の山口委員、太田委員等がお尋ねいたしました問題になるだけ重複しないようにお尋ねをしてみたいと思っております。あるいは重なるところがあるかもしれませんが、御了承の上にお答えをいただきます。

まず、私は率直に内容の点からお聞きしておきたいと思っておりますが、今度の改定の基礎になっております基準財政需要額の増加見込みが二百九十六億余りのようであります。その中で交付団体の分が二百十億、このようになっておりますが、この交付団体の二百十億という金額は、法案の中身にもありますように給与改定及び生活保護基準の引き上げ、それだけを含めた必要経費でございますか。

○奥野政府委員 今お話になりました交付団体の基準財政需要額の増加額には、給与改定に關する部分のほかは生活保護費の改定に關する部分が一億一千四百万円程度入っております。この一千万円程度入っております。

○川村總務局長 交付団体分として増加見込みをしております二百十億の中に生活保護基準の引き上げが一億余り見てある。残りが給与改定分、このように考えてよろしいでしょうか。

○奥野政府委員 その通りでございます。なお、念のために申し上げますと、生活保護費の改定に要する総額が一億五千四百四百万円程度でございます。不交付団体分が四千三百四百万円程度あるわけでございます。

○川村總務局長 そうしますと、生活保護基準の引き上げに伴う一億五千万円程度というのは、その中身を少し説明していただけないでしょうか。大へん少ないような気がするのですが……。

○奥野政府委員 生活保護基準の改定が十月から実施されるわけでございます。その割合が五割と抑えておるわけでございますが、その所要額を算入してあるわけでございます。しかし、生活保護ににつきましては、御承知のように八割が国庫負担でございます。二割分が地方団体が負担するということになっておりますので、比較的財力財政に及ぼす影響は、国庫の場合よりも少なくて済むということになっておるわけでございます。

○松島説明員 ただいまの点について補足して申し上げます。今回改定になります生活保護の内容は、御承知の通り生活保護では医療扶助、葬祭扶助、教育費扶助、生活扶助

というように幾つかの項目がございますが、今回十月一日から改定になりますのは、そのうちの生活扶助費でございます。国費で五億八千万円、地方負担で一億四千万円、合計いたしまして七億二千万円の増額になっております。基準財政需要額に算入いたしますのは、そのうちの地方負担分の一億四千万円でございます。

○川村總務局長 そうしますと、正確に数字をはじき出して参りますと、給与改定分が幾らになりますか。交付団体だけでいいです。

○奥野政府委員 御承知のように単位費用の中に一応職員数が行政項目ごとに何人、どういふ給与の人が何人、こういふ計算で入っているわけでございます。そして、それぞれ給与額を国家公務員の改定給料表に即しまして、そのままスライドさせております。そういう結果、自動的に増額になります。基準財政需要額が、交付団体だけで申し上げますと百九十一億四千七百四十七万円になるわけでございます。しかし地方財政計画上ではそれよりは多くなるわけでございます。その増分で包括的に算入するというような方式をとっておるわけでございます。その額が交付団体分で十七億五千五百万円、こういふことになっておるわけでございます。それに生活保護費で算入しております一億一千四百万円を加えまして二百十億一千三百四十七万円、こういふような計算をいたしておるわけでございます。

○川村總務局長 ちょっと今のところを、私聞き落としたようであります。給与改定に必要な金額、それは人事院勧告に基づいて十月から実施する

として必要な金額はどれくらい計上されておるわけですか。

○奥野政府委員 地方財政計画上の計算で申し上げますと、総額が二百八十五億円で、交付団体分が二百五億円でございまして、これは一般職のものだけにございまして、議員、委員等のものにつきましてはある程度影響を持ってくるだろうと考えておるわけでございます。それから交付税の基準財政需要額に算入する場合に、個々の単位費用を引き上げておる。個々の単位費用を引き上げますのは、これはそれぞれ行政項目ごとに員数とか給与などを決定しておるわけでございますけれども、これを国家公務員の給与改定の給料表にそのままスライドさせる。そういう場合には交付団体、不交付団体を入れまして二百七十億七千八百四十七万円にかならない。交付団体の分だけで百九十一億四千七百四十七万円、そうするとその間に開きがありますので、その他の諸費の中で包括的に交付団体だけで申し上げますと十七億四千万円、それが加えまして二百十億円になっておるわけでございます。それに生活保護のものを加えまして二百十億円になっておるわけでございます。地方財政計画上は、一般職員は交付団体で二百五億円ということになるのですが、それに議員等のものが四、五億円あるだろうと考えておるわけでございます。

○川村總務局長 今の一般計画上出て参ります二百五億というのは、その中には義務教育関係を含めてですか。

○奥野政府委員 その通りであります。地方団体の負担分だけを含めてでございます。

○川村總務局長 私が今お尋ねしたところで、まだどうもものみ込めないところ

るがありますが、ちょうど交付税に計上された地方交付税の特別会計に繰り入って参ります三税の率が二百十億、そうすると今度給与改定等に考えられていたお金も二百十億、なかなかよく合っている。あまりにもきれいに合っている。これは交付税の二百十億を逆にと下の方に押し下げたのであって、その算定のほんとの必要な基礎から積み上げられたのではないではないか、こういう疑問を持つたからお尋ねしたわけです。今のお話の数字でまだ合点がいかぬところがありますが、その辺のものの考え方は、どういふようにとてこられたのですか。

○奥野政府委員 私たちは給与改定に要する経費は一〇〇%保障しようという気持を従来から持っておったわけでありました。従いまして交付税として相当額の増加を期待しておったわけでございますけれども、他面法人事業税、法人税割の増収もございまして、これはやはり実績に従って算入すべきであらうという考え方がおったわけでありました。そういうふうなことから考えますと、必ずしも給与改定のためだけに交付税の二百十億円必要とするというわけにはならないかと思ひます。しかしながら、幸いに二百十億円の増収額を得たわけでありまして、これは全くの偶然の一致でございまして、しかし、今申しましたように法人事業税や法人税割の増収を計上することになりますので、八月の決定の際に調整率をかけて財源不足額を一〇〇%補てんすることができない分が六十四億円くらいあるわけがあります。交付税が二

百十億円以上ふえることになりまして、大体においてこの六十四億円程度を完全に補てんすることができようになるのではないかと思ひます。給与費の増額を補うだけでなしに八月の決定の際の財源補てん不足額、これも完全に補てんすることができるようになるのではないかと、そういうような見通しを持っておるわけでございます。

○川村(継)委員 あまりにも偶然に一致し過ぎて、どうもかえつてとまどうようですけれども、これはいろいろ弁解は聞かないことにしまして、それでその次にお尋ねしておきますが、このもつた資料の四ページの給与単価の問題です。これは行政局の方からお答えいただいたのも財務局からお答えいただいたのもいとも思ひますが、そこに部長級、課長級、甲吏員、乙吏員というふうになっておりますが、これは人事院勧告に基づく給与表の部長級は三の十一、ずつとこういふようなとり方をしているようにあります。この格づけをここに引き出されたその根拠、これはどこから出てきたお尋ねですか。たとえば部長級を三の十一にとられたその考え方、あるいは甲吏員を五の十二にとつたその考え方、これはどこから考えられてきているのですか。基礎的なものを示していただけないか。

○奥野政府委員 これは従来から単位費用を計算します場合に、標準団体の行政規模を想定したておりまして、その場合に標準団体ではどういふ程度の職員を何人必要とするかというふうな基礎を持っておつたのであります。それが給与改定のつどスライドさせて

変えてきているわけでございます。現在部長クラスがその行政については一人要る、あるいは甲吏員級が何人要る、こういうふうな基礎を作っておるわけでございます。その基礎の数字は変えていないのでございまして、ただ給与改定のつどそれをスライドさせてきているというところでございまして、それでは当初標準団体の行政規模をきめる場合に、第何号の人を想定したかというところになって参りますと、やはり標準的な団体においてどの程度の給与の人をどの程度置いていたかというふうなことから出発して想定したわけでございます。

○川村(継)委員 抽象的にはお話のようなことだろと思ひます。ただこの三の十一であるとかあるいは五の十二であるとか、以前からこういふ形であるとか、一つの標準を置いておつておるわけですか。はたしてそれが妥当であるかどうかというところになります。お尋ねは、これをきめていかれるそのもととなつたものは、あるいは職員の構成あるいは年齢的なもの、いろいろ考へられておるのじゃないか、こう思ひます。そうなりますと、これは今度の改定でやるべきであつたか、あるいは昨年の人事院の勧告のときに考へるべきであつたか、いろいろ問題は残ると思ひますけれども、ただ部長は三の十一にきめておるとか、乙吏員は六の十にきめておるとか、こういうふうな考え方ですと踏襲するということについて、これは単位費用の算定をする場合の号俸、給与費の単価の算定の場合に矛盾が出てくることはありませんか、その辺はどうですか。

○奥野政府委員 単位費用の基礎につまましてはいろいろ検討の余地はあろうかと思ひます。またそういうつもりで毎回検討はしているつもりでございます。さしあたってそれぞれの行政について矛盾が起つてきているというふうなふうにも考へていないわけでございます。しかし今後といふこともそれぞれの標準団体の行政規模につきましましては検討を加えていくべきだと思ひますし、また同時に行政の内容が質的にいろいろ変わつても参りましようので、そういう場合にはどういふ給与額についても改善を加えていくという必要は生じてくるかと思ひます。

○川村(継)委員 そこでたとえば甲吏員といふのは五の十二に押えてある、乙吏員といふのは六の十に押えてある。これは都道府県分ですね。これはこの前の給与改定ではそのよう押え方をしております。今度も同じような押え方をしております。これは職員の構成の上から考へて、あるいは年齢的な構成の上から見て一体どういふ位置にあるのか、この辺のところは検討をなさつておられますか。

○松島説明員 この標準団体のそれぞれの行政に携わります職員構成の問題でございまして、先ほど局長から申し上げましたように、標準団体をとりまして、また現実には標準団体に近い団体を取りまして、そこにおきます人員構成を基準といたしまして、一応こういう職員がこういう仕事に従事するといふ想定をいたして、給与額の積算率に使つておるわけでございます。ただ給与改定の場合には、それ自体昇給という問題が起きませんので、ただいまここに資料で書いてございますよ

うに、単純に五の十二なら十二の相当号級にスライドさせるといふので単位費用を改定したてであります。ただ毎年度の、新しくその年度の単位費用をきめます場合には、昇給という問題もございまして、それらの問題を加味して、たとえば去年は五の十一であつたものが今では五の十二になるというふうなことも考へて単位費用を改定したてでございます。ただ問題は、こういうふうな一つの経理の中にある職種ある等級のものを固定をいたしまして考へます場合に、はたして昇給といふものが年々ある職員について、個々に想定された職員について考へます限りに昇給といふことはあることになるとありますが、同時にそれが新陳代謝といふことが、同時にある意味においては行なわれるわけでございますから、その間の調整をどうしていくかという技術的な問題は依然として残つておるわけでございます。そういった点もときには考へまして、この給与額の積算の基礎を逐次修正をしていく、こういうやり方をやつておるわけでございます。

○川村(継)委員 私がお尋ねしているのは、たとえば四等級なら四等級、五等級なら五等級の職員の構成というものを考へられるだろう。それから昇給、昇格等もありましようが、年齢構成といふようなものもあるだろう。そのどこに基準を置いて、たとえば五の十二なら十二というものを設定されたかということですか。あるいはこういふ給与改定においては、五の十二に今までは設定してきたけれども、今度は五の十三をとるのが妥当ではないか、こういう考え方は出てこないのか

と、給与の単価も非常に無理なところも出てくるし、それだけ算定に大きな影響を及ぼすのではないかと、むしろ悪い影響を及ぼすのではないかと、こう考えておるからお尋ねしておるわけです。今甲吏員を五の十二なら十二と設定をせられておるが、これを十三なら十三に押えて給与費の単価を考えていくということはあたりまえではないかと私は思うからお尋ねしておるわけです。

○川村總委員 一口に言いますならば、たとえば五の十二なら五の十二できめられたのは、標準団体の去年ですかおとしですか、何年前の調査によつて、一つの平均的なものがそこに出てきた、こういうところで押えられてきたわけですか。

○奥野政府委員 必ずしも平均というわけじゃございませんけれども、大体そういうことをめどにして一つの区分を設けたことは事実であります。

よく考えて作業していかなきやならぬ
と思います。先ほど財政課長も申し上げ
ましたように、地方財政計画上は昇
給財源というものをかなり見込んで
参つてきているわけでございます。必
ずしも平均給与額を固定させておりま
せん、現在の職員構成からいいます
と、どうしても平均給が上がつてく
る、こういうことにならざるを得ない
わけでございます。従いまして給与改
定が行なわれませんでも、御指摘のよ

それから同じ資料に出ておりますい
わゆる各種の単位費用の改定に手をつ
けておられますが、おそらくその中身
は給与関係が中心になっておると思ひ
ます。そこで、その資料の四番目でご
ざいますが、改定例というものがそこ
にあけてあります。それは一例であり
ましようが、市町村分の戸籍住民登録
費についての改定例がそこにずっとあ
げてありますが、これは従来からとつ

けてある。ところがこの事業費の中には旅費も含まれているはずです。借金も含まれているはずです。消耗品費も含まれているはずです。印刷製本費等も見えてあるはずです。あるいは通信運搬費等も見えてあるはずです。備品費も見えてあるはずです。ところが今日印刷製本の費用を考えてみても、通信運搬の費用を考えてみても、備品費を考えてみても、これはやはり相当大きな経費の増大を来しているということ

ともなごだと思ひます。当初やはり標準団体の実態を中心にして考えたことがございます。現在になりますと、地方財政計画上の給与額と基準財政需要額に算入される給与額とがどういふような割合になつてゐるだらうかといふようなことを中心にしながら、今おつしやいましたように積極的にあるいは高い号俸の職員をどの行政に使うといふような作業をしていかなければならないのではないか、こういふふうにな心得ておるわけでございます。幸いにして、先ほど申し上げましたように、給与額につきましても、地方財政計画上の給与費をかなりフルに算入し

うな疑問も出てきたわけです。そうすると現在では、私が言うまでもなく、都道府県にいたしても、特にこういうような五等級、六等級といわれるような級においては、言うところの頭打ち職員というものが非常にたくさん出ているようであります。本庁関係では係長の役職付が四〇％以上私はあるのじゃないかと思いますが、地方公務員になりますと、せい一ぱい二〇％あまり、こういうように大体踏んでいるわけですが、そういう関係も一つの原因になつて級別のいわゆる号俸というものについて頭打ちをしておる職員が非常に近時多くなっている。そういうこと

定していくという必要があらうかと思ひうのでございまして、そういうことは若干は従来もやっておるわけでございます。全く固定しているわけではございません。今回は固定さしております。将来これをどう引き上げていくかという問題は、やはり地方財政計画の給与費と基準財政需要額に算入されております給与費を比較して、どの程度基準財政需要額に算入されている給与費が少な過ぎるかというようなことを基礎にして、御指摘のような作業をしなければならぬと思います。そういう方向については将来も十分検討を加えていきたい、かように存じております。

ようであります。ところが今度この改定に伴つて、たとえば単位費用改定、これは今度の改定に申し上げるのは無理かと思ひまするし、そこまでは考えられなかつたと思うのですけれども、その積算される場合に、いわゆる事業費について全然配慮されなかつたということは、どういふ理由でございましょうか。一口に言うならば、今度は給与改定だからその点だけ扱つたわけだ、こういうことになりましようか。

○奥野政府委員 後段にお話しになりました通りの理由でございます。

○川村(繼)委員 これは次の通常国会

うものと考えて、実は単位費用を付けない出していかなければ、ほんとうに地方財政をまかなうところのものにはならぬのじゃないか、こう思われるわけです。今度の場合は給与改定だから人件費等に對してだけ手をつけてあるようですけれども、この点はこの後どういうふうにお考えになっていかれるのか、一つ考えを聞かせておいていただきたいと思うのです。

○奥野政府委員　来年度の基準財政需要額算定についての単位費用を改定いたします際には、積極的に全体的に見直してみたい、こういう考え方をいたしておきます。またそういうつもりで検討を續けております。

今直ぐにない。その方が行政費に算入
 されております職員給与費につきま
 して、高い号俸を使う必要があるとい
 うような段階にはなっていないという
 ように思われるわけでございます。今後
 もなお地方財政計画上の給与費の額あ
 りは個々の行政費につきまして決算と
 基準財政需要額との比較、そういうこ

うものは、もうくずれておるのじゃないか。そうなりますと、五の十三なら五の十三、五の十四なら五の十四、そういうところに見ていく根拠も出てくるのじゃないか、そういうように考えるのですが、その考え方は妥当ではあるまいか。またその辺で考えて改定

うなところが一つの考え方としてやっぱり成り立つものであるならば検討していただかなければ、そういうようなところで算定された基礎数字というものが結局不足がちになってきて、それだけ地方財政の運営上マイナスを来す面が出てくるだろう、こう思われる

それは、物請してもらへるものと居いますけれども、今日やはり交付税あるまいは、そういう算定を考へる場合には、やはり私はもう少し事業費等の内容について十分な検討を加へていただくなければ、必要な財政需要を満たすものにはならぬ、こう考へるわけです。たとえば戸籍関係のそこに例があつてあ

てぜひ一つ十分なる検討を加えていただきたい。これはここにたくさん単位費用の改定の項目を示してありますけれども、全項目にわたってそういうことは言えると思うのですね。たとえば市町村の小学校費についても、学級費について、児童費について、すべてそういう事業関係の

積算というものの費用が、ただなおざりに当てが扶持的に考えられていては、今日の地方財政の面から考へて現実には即するものと思われませんか、次の通常国会等においては全項目にわたって、人件費はもろんのこと、それらの庁費、事業費等についての積算基礎において、これは一つうんと考えていただかなければならぬ、そのように思っております。

それからその次にお尋ねしておきたいことは、申し上げるまでもないこととありますが、建築の単価の改定がなされた。これはこの前同僚委員の方からお尋ねをいたしておたようでありましたが、この建築単価の改定、つまり産業教育関係あるいは公立学校の校舎建築費用、それからもう一つは住宅関係、そういうのが改定があったようでありまして、これに對してどのような処置がなされておりますか。これは直接交付税の単位費用の改定と関係ないかと思いませんが、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 建築費単価の改定に伴います地方団体の所要額につきましても、従来の地方債の算定方法と全く同じ方法で算出した額を地方債計画に追加するという措置をとったわけでありまして、その額が二十一億円でございいます。なお、新年度からは単位費用の基礎をその面でも改定したい、かように考えておるわけでございいます。

○川村(経)委員 聞くところによりますと、たとえば一つの例を申し上げますと、義務教育関係の校舎建築の坪当たり補助単価、木造については今まで二万七千二百円であったのを三万二千

五百円にしておるようであります。鉄骨の分については四万二千九百円であったものを四万七千八百円にしておるようであります。鉄筋の分については五万六千二百円であったものを六万一千四百円にしておるようであります。わずかな単価の改定をやつておるようであります。これに見合ふところの起債関係も、どうせこれは考慮してもらつてゐると思ひますが、起債の単価というものは手をつけておられますか、あるいは従前通りになつておりますか、その辺のところをちよつと説明して下さい。

○奥野政府委員 今地方債で二十一億円増額したというのには、御指摘になりました。新しい単価ではじき直しました結果、必要となつた額でございまして、義務教育施設につきましては、七割を公共事業で行ない、三割を単独事業で行ない、こういうことになつておりました。その三割の単独事業につきましても、今指摘になりました新しい単価に従ひまして地方債の所要額をはじき直しまして地方債の追加を行なつたわけでございます。

○川村(経)委員 これは自治省にお尋ねしてもちよつと變だと思ひますけれども、今市町村で一番大きな財政負担になつておるもの、一番困つておるものは、学校建築、特に中学校の生徒の急増に伴ひ急増対策、この費用に非常に頭を悩ましておるようであります。これだけ文部省の方でも補助単価を改定したようですけれども、これは実際から見ると、まだまだ非常に少ない。われわれのしろうとから見ても、こんな補助単価の改定でいつて間に合ひかと言いたいほどの金額でしかないわけ

です。従つて急増のための校舎建築をやるについても、おそらく本年度あたりはさういふ大きな負担が市町村の財政にかかつていくと思ひますが、一体自治省としては、そういう面から考えていつて、文部省との間にどういふ単価の設定をなさるときにどういふ交渉をなさつたのか、文部省の基準でよろしいと皆さん方は一体認めておるのかどうか、あるいは地方財政の困窮を来たさないために、やはりもう少し改定率を引き上げるべきであるということに話がなつてゐたのか、その辺のところを聞かせておいていただきたい。

○奥野政府委員 今お話しのように、市町村は学校建築の問題で非常に困つておるわけでございまして。それは一つは、積算の基礎になりまして、この建築費の単位が低過ぎるという問題と、個々の地方団体に適正に配分されてゐるというわけにいかない。たとえば単価にも地域差がございまして。同時にまた改算を要する、あるいは増築を要する程度が団体によつてかなり違つておるわけでありまして。そういう事態に必ずしもびつたり合つてないというようになつた問題があるかと思ひます。前段につきましましては、私どもは今回の補正予算に際しましては、ぜひ建築単価の是正をやつてもらひたい、こういう希望を文部省に伝へて参つたわけでございまして、閣議におきましても自治大臣が積極的な意見を述べられて参つたようでございいます。

なおまた地域の実態に合ふように補助金の配分をするというふうなことにつきましても、従来から文部省に強く要請をして参つてゐるわけでございいます。

す。ただ最終的にどの建築単価を使うかというところにつきましては、これは大蔵省が査定当局者になつて参るわけでございますので、最終段階におきまして、自治省もそれでいいということできまつたというふうなわけにはなつていないというところは事実でございます。閣議できまつたわけでございますので、もちろん自治大臣も入つてゐるわけでございますが、事務的にその辺われわれも納得してきめていくというふうな運び方にはなつていないというところは事実でございます。

○川村(経)委員 三十七年度の予算が編成をされるという時期に、この今の建築単価等の改定の見込みはありますから、あるいはもう今度の改定がなつたのだから、このままではやはり三十七年度も押していくだろうということになりまして、その辺のところは奥野さんの見通しはいかがでございいますか。

○奥野政府委員 今回の改定にあたりましては、日銀調べの卸売物価指数が昨年の六月とことしの六月との間においてどういふ変化が起つたかということを経費別に調査しまして、これを基礎になつて改定が行なわれてゐるわけでございます。従ひまして、新年度の予算の場合には、ことしの六月ではなしに、それ以後の新しい数字を使うことが出来るのだらうと思ひます。その数字が大きくなり変わつて参りますれば、当然これらの単価も改定されるというふうに私は考へておるわけでございます。

○川村(経)委員 大へんありがたい見通しでございますが、はたしてそうなりましようか。これは一つこの後の問題としてとつておきたいと思ひます。お尋ねしてゐることがちよつと横道にそれて、大へんなにございまして、交付税の改正で最後に一つ直接の問題として財政局でもどこでもいいのですが、お尋ねしておきたいのは、先ほど聞きました給与費の単価の改定について都道府県と市町村とで格づけの差をつけたのはどういふ理由でありますか。

○松島説明員 この単位費用積算の基礎になるたとえば甲吏員なり乙吏員なりの間に差があるのはどういふ理由かというお尋ねだらうと思ひますが、県の場合には人口百七十万の県を標準団体として想定しまして、その団体における職員構成を見まして、単位費用の積算の基礎になる給料を出してゐるわけでございます。一方市町村の場合は、人口十万人の団体を標準団体と想定しまして、その団体における甲吏員なり乙吏員なりの職員配置を基準にして単位費用を出してゐるわけでございまして、団体の大きさが異なります関係から、当然そこにおける職員構成も変わつてくるというところで、その積算の基礎になる単価が違つてゐる、こういうこととございいます。

○川村(経)委員 お話の理屈はその通りだと思ひますが、都道府県の百七十万単位、市町村の十万人単位、そういう標準団体が考へると、なるほどそういう合理的にもなるかと思ひますが、給与単価をきめる場合には、先ほどあなたたちのおつしやつた理屈からすると、五の十二なら十二、八の十なら十、こういうふうに一本のしほり方では都合が悪いのですか。私が言つたような考へ方ならばそれは差もできる

○松島説明員

します行政事

は、どちらか？

月給の低い者が

○川村（繼）委員

第一類第二号

え方をずつと

は一つ十分御

そこで、最

○奥野政府委員

く国民の生活水

う面がありは

昭和三十

○川村（継）委

から全般的な

化の問題、あ

たように、当

す。そのことが

います。従い

ましては、以

す。そのこと

番というもの

こういふよう

交付税制度の

うな、
建築単価

思つておるわ

じやないかと

まして今

たしましても

おりますが、

国税ほどの伸び

1

○奥野政府委員　御指摘のような問題があると私たちも考えておるわけであります。さしあたっての地方財政に対します措置としては、お話しになりましたように、地方交付税の増加配分、

れるわけじやなしに、さらに先ほど来申し上げましたような、穴が完全に埋まつていかなかった六十四億円も埋めることができるというようなことになろうかと思うのであります。さらに地方債を増額することによって建築費の単価増に見合う措置もとることになっておるわけでございます。そのほかに、御指摘になりましたように、一般的に物価が上がっているわけだから、そのために地方財政はかなり困っているのではないかという点、これも御指摘の通りであります。ただ三十六年度の地方財政計画を立てますにあたりましては、三十五年度に対しまして総体ではたしか二三%の増になつておつたかと思ひます。また公共事業につきましては三〇%の増加額を見込んでおるように思ひます。その見込んだものが数字通りには地方団体が仕事をこなせなくなつてきている、これは事実でございします。しかしながら、以前よりも悪くなつたという事実にはもちろんならないわけでございます、政府が言うた通りには、そのままの財源としては全体になつてこなかったのじやないか、こゝ言われればまさにその通りでございまして、そういう点につきましては、今後の是正に向かつて努力をして、できる限り改善するように工夫して参りたい、こゝいうふうに存じております。

○門司委員　きわめて抽象的な答弁で、問題はこなせないといひますが、やほこなせない一つの原因の中には、やはりそういう財政的の面がかなり多く含まれていふと思ひます。御承知のように地方の自治体というものは末端の行政をやつておりまして、国の方で、た

とえは住宅の方で、こういう問題にこ
ういう手当をしたといつても、それが
実現するまでの時間的問題と、さら
に実現させる努力というものの中に
は、どうしても私は今のような財政措
置では工合が悪いのじゃないか。もう
少し政府は思い切つて、今度の補正予
算の中では、少なくともさつき申し上
げましたように、国の方は税金が取れ
過ぎるから實際は弱つていゝのです
ね。七月三十一日の国税庁の統計を見
てみしても、昨年より五%以上も上
けい取れていゝという統計が書いてあ
る。ところが地方の税制を見てみま
す、固定資産税その他は上がる余裕は
全然ございません。遊興飲食税がやや
伸びれば伸びるということだけであつ
て、あの映画、演劇の入場税という
ものは大体所定の見込みよりも減る
と思います。そういう地方の財政を考
えてみますと、伸びる余地がほとんど
ないのであつて、しかもかりに五%上
がつておるといふにしても、三百億
内外のものがどうしても足りなくな
る。それを今度の二百十億で一応カ
バーすることがあるいはできるかもし
れない。しかしそれは交付団体だけであ
つて、不交付団体にはそれが全部回
るとは言えない。従つて、大まかに見
て三百五十億くらいのも、あるいは
四百億近いものがどうしても足りない
と考えられるところに、二百十億の交
付税の交付だけでは私は満足にとうて
いやつていけないと思う。従つて、そ
れに對する財政措置というものが当
然、この臨時国会で政府の予算補正が
行なわれるなら、地方自治体の財源措
置といふものについても何らかの形で
考えらるべきではなかつたかというよ

うに考えておるのでありますが、まあこれは押し問答しても、これ以上抽象的御答弁しかできないと思いますから、最後に申し上げて意見を聞いておきたいと思うのですが、従って起債その他については、政府はできるだけ幅で、事業の遂行のできるように、事業が停滞しないように行なわれるような処置をとられるかどうかということを最後に一つ聞いておきたい。

○奥野政府委員 さしあたって地方債計画に百十一億円を追加したわけでございます。今後の問題としましては、できる限り地方税の自然増収のあるような団体につきましては地方債を遠慮していただきまして、非常に窮乏な団体にそれを振り向けていきたい。要するに地方債計画の運用において、御指摘になりましたような矛盾の解決に少しでも努力を続けていきたい、こういうつもりでおるわけでございます。

○園田委員長 地方自治に関する件について質疑の通告があります。この際これを許します。川村総義君。

○川村(継)委員 大臣お見えになりましたが、きようは午前中の時間もうたくさんありませんから、ごく簡単にお尋ねいたしておきたいと思います。それは東京都の区長の選任問題についてです。きようはいろいろ考えをあれやこれや述べて論議するつもりは全然ございません。ただ、現状の姿がどうなっておるか、それを大臣からお聞きしておきたいと思います。

第一は、申し上げるまでもなく、特別区の区長は議会が都知事の同意を得て選任することになっておりますが、開きますと、渋谷区の区長が八月の六

日でございますか、任期が満了になってそのまま今日まで何かえらいごたごたがあった、選任になっていないというところを聞いているわけですが、そののち渋谷区で選任をしない理由、それは何でございましょうか。まず第一にそれをお聞かせいただきたい。

○安井国務大臣　お話の、東京都の渋谷区におきまして区長の任期が八月六日に参りましたが、その後まだ選任が行なわれていないことは川村委員のお話の通りであります、この理由といいたしましては、実は区の方の相当部分のうちで、区長が今お話の区議会で選任して知事の承認を得るといふ仕組みが、どうも自治体らしいあり方として好ましくないから、一つこれを公選にしてほしいという要望が非常に区議会を中心として強くなっております。公選に対する目鼻がつくまで区長の選任を見合わせたい、こういう意向のようであります。

○川村(総)委員　今お話がありましたように、区長の公選に対する要望が非常に強い。このことはお聞きしているわけですが、その区長公選にせざるやという、いうならば世論でございませぬ。おそらく世論といつても差しつかえないと思いますが、そういうのはどうしてそういう声が起こつてきているか、自治省としてはどのようにお考えでございましょうか。

○安井国務大臣　区長公選の問題につきましては、御承知のように終戦後の新しい自治法によりまして、当時二十三区ございますこの区が、それぞれ自治体の扱いを受けるというふうに自治法でございまして、従いまして区長が公選になっておつたわけであ

ります。一方では一つの都市を形成してある二十三区がそれぞれ公選であり自由勝手にやられることも総合行政の上からいかかというような点もあり、いろいろな状況判断をされまして、その後、自治法が改正されまして制限された自治体といったような形になっております。従いまして、その際に自治法の改正によって、この区長も直接の公選によらない区議会の推薦を知事が承認するという形に改正されたわけでありまして、その後それが行なわれておるのであります。この問題につきまして、はたしていずれがいいか、いろいろ議論がございまして、区長選任の方法としては、知事の任命制度によるというのが一番はつきりした立て方でもあらうかと思ひます。それからいま一つ現在行なわれております区議会の実態を尊重してその推薦に基づいて知事が承認する。あるいはもう一つは、はつきりと一般の地方自治体と同じような意味での公選。この三つの方法があるうと思ひますが、これにつきましてはそれぞれ長所、欠点を持っておりまして、目下検討をいたしておるといふような実情でござい

○川村(継)委員

それらの経過やら何かを別にいたしまして、私が自治省のお考えを伺つたのは、渋谷区等について区長を公選にせよという要望が非常に強くなつておる。つまりそれにはやはり渋谷区の区長が選任制ではないかという理由があると思ひます。その理由もあるし、あるいはほかにはやはりそれだけの要望が出てくる以上においては理由があると思ひます。なぜそのような声が大きく盛り上がったか

か。たとえば、どうもおれたちは区長を持たない、これでは住民の自治の精神に反するじゃないかと、いろいろ考え方があつたと思ひます。それらの世論が起つてきた理由はどのように自治省は把握をしておられるか、それを大臣からお聞きしたい、こう思つてゐるのです。

○安井国務大臣

区長を公選にしるという議論が非常に各区を中心にして起つております。これは、私も十分認識をいたしておるのであります。実際申し上げまして、これがはたして都民全体の世論であるかどうかにつきましては、また私どもにわかに判断が下しかねるところもかなりあります。ただ言つておられます方の要望からいいますと、かつて公選でやつておるじゃないか、二十三区についてそれぞれ完全な独立自治権を与えてほしいという理由であらうと思ひます。ですから、そういう事実があり、これは一種の政治問題として自治省も十分にこれを検討しなければならぬと思つております。したが、これが今のところ全体の世論であるかどうかにつきましては、まだいささか——たとえ同じ基礎を持つております東京都の都議会の方の考え方といつたようなものもあわせて今後考えていく必要があると私は思つております。

○川村(継)委員

私がお尋ねしておるの、いろいろ解説がましいことである、そういう世論がどうして起つておるかというところであります。おそれなく今の渋谷区なら渋谷区における選任なんか、いろいろやはり都合が悪い理由があるのじゃないか。あるいは東京の区民の人たちに自治権に対するもの

の考え方というのが強くなつてゐるのじゃないかと私どもはいろいろ考へておりますが、自治省としてはその辺のところをどうお考えになつてゐるかお聞きしたわけですが、大臣のお答えでわからぬことはありませんけれども、少しばくとしておるようでありまして、ただその問題は、渋谷区の選任がでないという理由は、そういう区長公選にしるという要望、それだけでございまいしょうか。それだけで選任がでないというところになると、大臣の今のお話とありますが、東京の全体の世論でもないやうだといふお考えがある以上、何か選任ができない理由としては薄弱なやうな気がするので、渋谷区議会がこれを選任しないのはほかに理由があるのじゃないかと思ひます。ただ単なる区長公選というその要望だけが渋谷区の議会で選任できないというただ一つの理由でございまいしょうか。まだほかに何かさういふ理由がございまいしょうか。

○安井国務大臣

今選任のできない理由はどうかといふお問いであります。私は、区議会推薦制度をやめて、一般からの直接選挙にしてほしいという要望に対する何かめどがつくまで推薦を見合はせたいといふのが表向きの理由である、そう考へております。ただ実際のところから考えますと、区議会の選任というところに相なりますと、御承知のように区議会の中には同じ保守系でも二つも三つも割れておるとか、同じ革新系でもこれも二つもあつたといふやうな場合もあり得ると思ひます。非常に内部が少数分派されておりますために、区長を直接推薦するといふ手続においてな

かなか議がまとまりにくいという状況も非常にあつて、それも選任を妨げておる一つの事情にならうかと思つております。

○川村(継)委員

おそれくいろいろ内部的に、あるいは表面の理屈としてあると思ひますが、これはやはり自治行政を考へる上において、あのように延びておるといふことはなかなか大きな問題でなければならぬし、当然自治省としてもその対策を考へてしかるべきじゃないかと思はれる問題点だと思ひます。

○安井国務大臣

そこで、重ねてお尋ねいたしておきますが、終戦後自治法が改正されて、一応特別区の区長は公選になつておつた。ところが、昭和二十七年でございまして、自治法の改正でこれがいわゆる選任制になつた。その大きな理由、いきさつは、先ほど少し大臣のお言葉の中で触れられたやうでございしますが、そのいきさつ、理由を、お考へになつておるところをこの際聞かせておいていただけませんか。

いかかであらうかといふ考え方がありまして、そうして今のやうな制度に変わったものと心得ております。

○川村(継)委員

私は、こまかなところを特別区のこととはよくわかりませんが、二十三区の人口分布は、これは大体行政課の方で御存じになつておるかと思ひますが、どうなつておりますか。小さいものもありますが大きなところもあると思ひますので、全部でなくいいですから、大きなところ、小さなところ、わかつておりましたらちよつと話して下さい。

○安井国務大臣

大体二十万前後から大きいところは六十万前後、六十万を越すところもあります。

○川村(継)委員

さうなりますと、いろいろ考へてみなければならぬと思ひますが、この特別区というのは、これは地方自治法による地方公共団体ではない。安井国務大臣、自治法上は、一定の制限を受けておりますが、特別区としての自治体を認めておるわけでございします。いわゆる憲法でいう地方自治体そのまゝ当てはまるものとは様子が違ふと思ひます。

れが違ふというのとはどういふ点でございませうか。

○安井国務大臣 私憲法論の詳しい議論はともかくあれでございませうが、この解釈によりますと、憲法でいういわゆる自治体というのは都道府県、市町村と明確にうたつてあるわけではございませう。二十三区につきましては、自治法上自治体という性格を与えておられますが、それには一定の制限を設けておる。こゝういふ意味から、これを完全なる自治体というふうになすわけにはむづろん参らな、こゝういふうに思つておられます。

○川村(總)委員 今大臣は、憲法で市町村とは別々に分けてあるといふお言葉でありましたが、憲法にはこゝういふ分け方はしてありません。九十三条には「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議會を設置する。」第二項「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるところの他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選舉する。」と、地方公共団体という名前で憲法には明記してあります。地方公共団体となる、特別区も普通の地方公共団体も、これは地方公共団体といふことは、自治法に明示してあると私は思ひます。そうすると、憲法で差異がある、憲法には市町村や都道府県と区別してあるんで、それはちよつと大臣の御見解が違つてゐるのではありませうでせうか。

○安井国務大臣 私は、憲法でいうその地方公共団体といふのは、都道府県、市町村、こゝきめられたものを明確にさすものだと思つておられます、さらに地方公共団体につきましていろいろな性格を規定しておりますのは、先ほど申し上げました自治法でそれぞれ一定の制限、資格を設けた地方公共団体がある。こゝういふうに申し上げたわけでありませうが、これが自治法の第一条の二で、地方公共団体を普通の地方公共団体、特別の地方公共団体、この二つに分けておるわけでありませう。二十三区は大体この特別の地方公共団体、こゝういふうに私どもは解釈しておるわけではございませう。

○川村(總)委員 私は論議するつもりはありませうでしたが、憲法でいう地方公共団体といふのは、特別区でありと普通の市町村でありと、それは含まれるわけであつて、その解釈すべきでせう。ただ、自治法の上で特別区といふのは特別の制約を規定した、こゝういふことになるわけですから、これは憲法でいう地方公共団体には変わりはないわけではございませう。

まあそれはそれとしてよろしゅうございませうが、そうすると、やはり特別区といふものは、これは憲法の精神にのつてあるならば、一応地方公共団体として、あるいは議員の選舉、あるいは長の選舉といふことはあり得るわけですね。としなければならぬ。ところが、これは私の推測でございませうけれども、東京都の場合には、いわゆるその行政のあり方やあるいは自治の能率の問題、そゝういふいろいろな複雑なものがからんでくるから、完全な地方自治体としてはかゝつて工合が悪いといふことで、特別区といふもの、一つの完全自治体でない特別区といふものの権能を規定したといふことになつておるのじやありませんか。そこで初めは区長公選もやつてみたけれども、どうも

区長公選といふのはいろいろ工合が悪いといふようなこと、そのほかいろいろ占領政策などといふような考え方もあつて、昭和二十七年の自治法改正では、これを公選をやめて選任に持つてゐた、こゝういふ考え方がいささかあるのだらうと思つた。私の考え方が妥当であるかどうかはわかりませんが、要するに私はこゝう考えておりますから、憲法の上からいふと、やはり特別区といふのも、ちゃんと議員の選舉もあるし長の選舉もあつてしかるべきである。しかしそれが東京都の場合には、なかなか行政その他の問題からいって、完全自治体としてこれを考える場合に、今の制度が置かれておるのではないか、こゝうに考えておるわけではございませう。

そこで、この公選の問題でございませうが、おそろしく今かりに区長公選をして完全なる自治体としてこれをやらせるといふことについては、これは大きく議論の分かれるところだと思ひます。ただ、今の選任のあり方と公選のあり方を考えた場合に、どちらが眞に住民のために行政といふものが行なわれるかといふこと、その点だけで考へてみるのもいいんじゃないか。再び昭和二十七年の時点に返してみても、あのあながち不都合ではないんじゃないか。区の財産権の問題であるとか、課税権の問題であるとか、そゝういふことは一応別にして、区長公選といふことだけを考へて、区長の選任制をとるよりも公選制をとつた方が区民の立場から考へていふ行政が行なわれるといふことになるならば、それだけでも考へてみるのもいいんじゃないか、昭和二十七年の時点に返しても決して不都合なことではないのじやないか、こゝういふことも考へられると思ひます。その辺について大臣いかが考へてございませうか。

○安井国務大臣 憲法の言い回しといひますか、解釈につきましては、どうも川村先生の御表現の方がより適切な言い方であつたかと私は思ひます。ただ、私の言つております意味は、地方公共団体は憲法で明確に長を公選しなければならぬといふところでありませう。それから、こゝういふ意味で地方公共団体に憲法上当たらない、こゝういふ趣旨を言つたのですが、言葉はどつとも不足かもしれないので、これは今の御説に大体同調いたします。

そこで、それなら自治法をもとに返して、直して、いわゆる憲法でいう地方公共団体、普通の公共団体扱いにして、公選にしてはどうか、公選にするのも一つの方法じゃないかといふ趣旨の御提案であらうと思ひますが、この点は私もいろいろ考へてみる必要があると思ひます。はたして公選によつてやつた方が地方住民の利益にそのまゝ合致するといふことが言ひ切れるかどうかといふことには、かなりまだ問題があると思ひます。しからば今の選任制度がはたして非常にいい制度かどうかといふことについて、これも非常に問題があると思ひます。こゝう考へておられます、この問題はなかなかむづかしい問題でもありませうので、私もこゝういふ問題では、できる限り東京都の都議会等の意向があるのにも参酌し、また二十三区の実態も十分に究明をいたし、同時にその結論的なものにつぎましては、地方制度調査会に現在御調査を願ひ、答申をいただくことになつておりますので、この答申を待ちまして最後の自治省の態度をきめるつもりでおるわけではございませう。

○川村(總)委員 地方制度調査会の答申を待つて態度をおきめになるわけですか。一応自治省の見解をもとにして地方制度調査会等に諮問案を出すといふような形にはならぬわけですか、その点ちよつと。

○安井国務大臣 先に結論を出してそれに対する意見を求めるという形ではなくて、現状に対する結論を答申として求めたい、こゝういふうに考へておられます。

○川村(總)委員 聞きますと、これは渋谷区だけの問題じゃなく、十一月でございませうが、十二月でございませうが、他の区においても任期が切れるところがある。杉並でも、港区でも、たか、聞いておるのですが、こゝういふところでもやはり同じような公選に持つていけといふ声がすいぶん出ておる。あるいはその他の区でも何かそゝういふような区長公選への、非常に世論といふんです、世論になつておるか私まだ実態をよく知りませんが、そゝういふ声が非常に出てきておる。こゝういふときでございませうから、私はやはり自治省としても十分検討されるべき問題ではないか。ただ地方制度調査会の答申を待つてどういふこと、順序はそゝうかもしれませんが、やはりこの際自治省としても一応の見当あるいは見解といふものを持つておられる必要があるのじやないかと思ひますが、その必要はございませうか。やはりあくまで

和二十七年の時点に返しても決して不都合なことではないのじやないか、こゝういふことも考へられると思ひます。その辺について大臣いかが考へてございませうか。

和二十七年の時点に返しても決して不都合なことではないのじやないか、こゝういふことも考へられると思ひます。その辺について大臣いかが考へてございませうか。

もこの問題についてはノー・コメント、地方制度調査会の結論が出てからでいいじゃないか、こういうお考えでございましょうか。最後に一つ聞いておきたいと思ひます。

○安井国務大臣 地方制度調査会の結論の出る時期というより、なにも相当問題になると思ひますが、私どももいたしましては、むしろ今お話しのように、自治省として諸般の情勢を勘案して、どうあるべきかというところについて十分な検討を進めて参りますが、それに対する結論の出るの、なるべく早く一つ地方制度調査会から答申をいただいてからにしたい。それには時期的に一年も二年もかかるというのでは、これはまた問題であらうと思ひますので、なるべく早い機会に答申が出ることを期待して今のところ処理をしたい、こういうふうに考えております。

○川村(継)委員 数日前でございまして、東京部議会が開催されて、終つたようでありましたが、そこでも何かこういふような決議案が上程されるとかどうとか聞きましたが、上程されないで継続審議になったとか聞いております。そうなりますと、これはやはり自治省としても何とか検討されなければならぬ時期ではないかと思ひますし、大へん失礼なお尋ねかもしれませんが、大臣個人とされましては、区長の公選というところについてはどうでございましょうか、御賛成ですか、またあるいは言うべき時期ではないかと考えてございましょうか。

○安井国務大臣 私は、実はそういう打ち割ったお話をございしますが、できました当初から、公選の制度のと

き、改正のとき、また最近問題が起つているとき、個人としてはかなり身近にこれを感じておる問題でありまして、相当いろいろ意見もございしますが、まだ私、今どちらへ踏み切るべきかという結論は、残念ながら出す段階に至っておりません。

○川村(継)委員 何かお聞きしますと、今の東京部知事の東さんですか、あの人が都知事選挙に出るときには、公選の公約を出ておるのだそうでございまして。大臣御存じかと思ひますが、その公約はどうかと思ひますが、さつたか、これは行政課の方にお尋ねしておきたいと思ひますが、東さんが都知事に選ばれたときに公選の公約を出ておるが、一体どういふ言葉でどういふ観点から公選を主張して都知事に選ばれたか、何かそういう資料でも手に入りまして、どうか作つてもらいたいと思ひます。大臣、東さんが公選のことを公約されたというところは従存じでございまして。

○安井国務大臣 たしか知事選挙の際に、東候補としては公選問題について十分な配慮をするというふうな、公約と申しますか、意思表示をしておられたことはあつたと思ひます。ただその時期あるいは具体的な方法、そういうものには別に触れておられなかつたと思ひます。

○門司委員 関連して、ちよつとこの機会に聞いておきますが、これは非常にむずかしい問題で、実は自治法の改正になりますので、次の自治法の改正のときに聞こうと思つておりました。が、問題がちよつと出ておりますから……これは特別地方団体といういわゆる自治法の第三編の二章と四章と

の食い違いと思ひますが、これがもとになつて学者間でいろいろ論議がされております。これは事実であります。しかし学者の議論は学者の議論といたしまして、いわゆる地方自治法にいう特別区の中には財産区のようなものもある。従つて特別区としての取り扱い上からいへば公選論は成り立たないという議論をする学者が実はあります。

私は討論会もいたしましたからよく存じ上げておりますが、しかしそういうものはそういうものとして、私はこの際自治省に聞いておきたいと思ひます。ことは、首長の公選制で起こつた弊害がどのくらいあるかということと自治省は調査したことがあるかどうかという点であります。区長公選に伴ういろいろな、あまり芳しくない事件がしばしば起つておりますが、それを自治省は調査されたことがございまして、どうか。もしあつたとするならばその資料を一つ出してもらいたいと思ひます。

○岸説明員 区長公選の弊害につきましては文書によつて調査いたしました資料はございせん。しかし御承知のように、二十七年の、現在の自治法の改正になりましたのは、その前に設けられた地方行政調査委員会、通常神戸委員会と申しておりますが、この神戸委員会におきまして、都政の沿革、二十二年地方自治法になりましてからの都区のある方等につきまして、さいに検討をされました結果、現在のような特別区にすべきである、こういう勧告を出しております。その勧告に基づきまして二十七年の改正が行なわれたわけでございますので、神戸委員

会で調査をいたしました資料はございします。

○門司委員 私はそういうことを聞いておるのではないのだ。区長が選任制になつてから今日までの間の議論をしようとするれば、憲法上、法律上の議論はいろいろむずかしい学者間の対立がある。きょうはそういう議論をする必要はないと思ひますが、ただ地元の人がどうしても公選制でなければ工合が悪いと主張せられておるのは、私はやはり一つの根拠があると思ひます。従つてその根拠の中には、今の選任制が不都合だといふものが出てきたければ、結局不都合だといふ議論が成り立たないわけでありまして。その辺の事情を自治省は調査されたことがあるかどうかということ。どうして選任制がよくないかということ、地元の諸君は言つておられますが、そのよくなつた、自治省は調査されたことがあるかどうか。自治省の調査といふことを聞きますのは、今大臣は地方制度調査会の結論なんていうことを言われておられますけれども、地方制度調査会の結論を自治省は守つたことではないのです。実際に自分の都合のいいことはとりますけれども、都合の悪いところは一切がっさい葬られておるのが今日までの実情でありますから、あまり大臣の言葉はあてにならないと思ひます。

都合がよければ採用されるかもしれない、都合が悪ければ調査会の意見というものはとらないで、大して重視されない。だから私の聞いておりますのは、あとの参考の資料にしたいと思ひますが、区の住民がどうしても公選にしてもらいたいということには、私

はかなり具体的根拠があると思ひます。その根拠を一体自治省は調べられたことがあるかどうかということ。もし調べられたことがあるとするならば、一つ自治省の資料として出してもらいたい。私どもの方にはいろいろ言つてきておりますから、一応の資料は持ち合わせておりますが、調査されなければならぬでよろしいのですけれども、あなたの方で御存じになつておるものがあれば、それを参考までに出していただきたいということ。

○岸説明員 問題を少し取り違へたやうでございしますが、選任制につきまして、いろいろ住民の方々のお考えになつておられますことを調査したことはございせん。ただ現在の選任制度につきまして、最も明らかな弊害の一つと認められますのは、選任に至るまでの間に相当期間がたつておられます。これは顕著な事実でございまして、この選任制になりましてから、後任区長がきますまでの期間、こういうものは明らかな資料としてお出しできると思ひます。

○渡海委員 今大臣のお答えの中に、地方制度調査会の答申を待つておるといふことがございまして。最近地方制度調査会の行政部会が開かれたようでございまして、その席上におきましてこの問題が具体的に討議されつつあります。また具体的にこの問題を取り上げて諮問されております現状であります。どうか、この点を一つ伺いた

○岸説明員 諮問は首都制度全般の問題でございまして、その中で検討事項といたしまして、ただいまの都区の間

題を検討していただくようお願いいたします。

○渡海委員 あわせて審議の現在の状態、もし審議されておるようでございますたら、その点をお伺いしたい。

○岸説明員 地方制度調査会におきまして、首都制度の問題を取り上げましたのは三十三年八月からでございます。まず行政の現状につきまして、都の關係方面からおいでをいただきましてしさいに調査をいたし、引き続き国の各省の行政の立場から見てもどのような問題点があるかという点につきまして、都行政に關係のあります国の各省、首都圏整備委員会初め關係各省の説明を聴取いたしました。引き続き特別区の代表の方、議會側、執行部側からおいでをいただきまして、現在の特別区制につきまして、いろいろ御意見を伺いました。特別区の問題、首都圏の問題は、三多摩の市町村さらには隣接いたしております府県、関東地方の府県、市町村とも關係がございますので、そういう關係地方団体の代表の方においでをいただきまして御検討いただいたわけでございますが、そういう現状の検討が一段落いたしましたので、この九月から、ただいま申しましたような都区の問題を初め、そういう主要な問題点を項目的に取りまとめまして、それについて委員各位の御検討をいただいております段階でございます。

○園田委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

地方行政委員会議録第二号中止誤	
ペシ段	行 誤
三 一 末	三その必要は 正
二財源	財源
三 概算交付税	概算交付額